浜松市 環境部 環境保全課

報道発表

TEL:053-453-6144



浜松市内における地下水環境基準の超過について

株式会社遠州クロム(浜松市東区原島町518-1)の井戸において、下表のとおり地下水の環境基準を超過する有害物質が検出されました。つきましては、検出地点から半径500m(※1)を調査範囲とし、井戸水質調査を実施します。

(単位: mg/L)

測定日	項目	検出値	地下水環境基準値
令和 5 年 12 月 1 日	六価クロム	0.56	0.02以下

※1) 地下水質モニタリングの手引き(環境省)に基づく

1 調査の方法

調査範囲に含まれる自治会(丸塚町、上新屋町、上西町、中田町、原島町、天王町、篠ケ瀬町、和田町)内で対象の住宅等に対して調査のお知らせを配布し、調査範囲内で井戸水を使用している住宅等のうち、水質調査にご協力いただける住宅等に採水に伺います。

2 調査範囲

株式会社遠州クロム(浜松市東区原島町518-1)の検出井戸から半径 500m の 範囲 (別紙のとおり)

3 住民へ呼びかける注意事項

今回検出された有害物質は沸騰しても水中に残留します。検査結果が判明するまでは、<u>念のため井戸水の飲用は避け、水道水やミネラルウォーター等を飲用</u>してください。

4 原因

当該物質を使用している事業場からの漏洩によるもので、当該事業場に対しては、原因究明と地下水浄化対策、再発防止策の実施を求めていきます。

5 六価クロムについて

六価クロムは、めっき、防腐剤、顔料などに用いられています。

溶液にさわったり、非常に細かい粒子を含む蒸気を吸い込むことによって、手足、 顔などに発赤、発疹が起こり炎症が生じることが知られています。

六価クロムの吸収率は、経口摂取量の $1\sim6.9\%$ とされており(食品安全委員会)、体内に入り込んだ際は、主に尿中に排泄されると考えられています。



